

令和7年障害者総合支援法、児童福祉法関係
事業者説明会（指定・指導監査関係）
～就労系サービス編～

令和7年3月28日

姫路市役所 監査指導課

目次

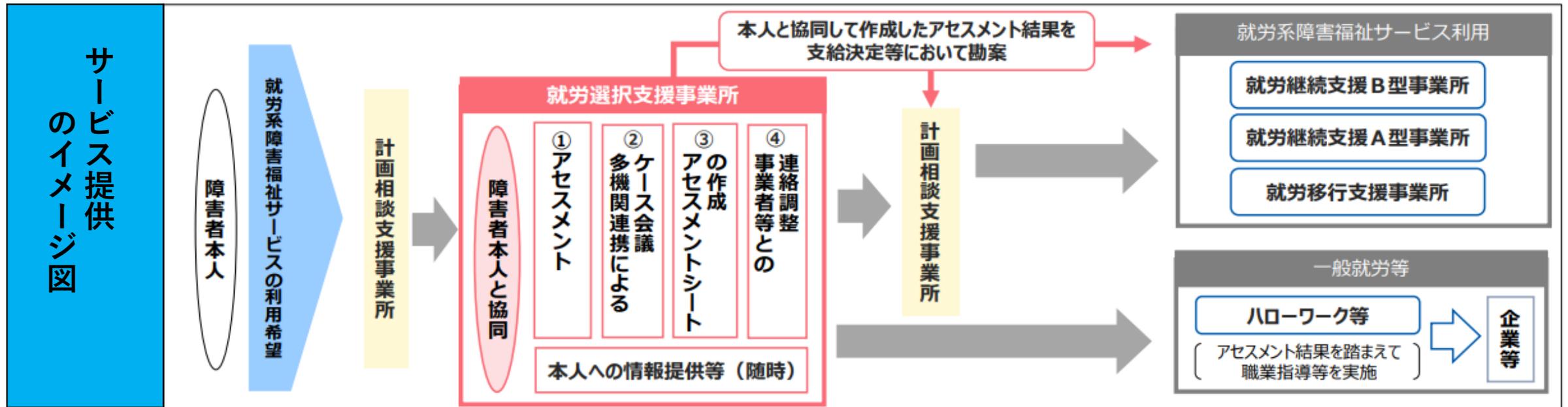
- 1. 就労選択支援事業について P. 3
- 2. 総量規制について P. 9

1. 就労選択支援事業について

(1) サービスの概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が創設されます。

(令和7年10月1日以降指定可能)



就労選択支援の指定を受けない事業者であっても、新規の利用者を受け入れるに当たっては就労選択支援事業との連携が必要となります。なお、支給決定等に関するお問い合わせは障害福祉課までお願いします。

1. 就労選択支援事業について

(1) サービスの概要

就労選択支援の対象者

サービス名		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	・ 現行の就労アセスメントの対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者 or 障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 (※)

※標準利用期間を超えて更新を希望する者。すでに就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者など、就労移行支援事業所が「明らかに就職可能性がある」と判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

1. 就労選択支援事業について

(2) 指定基準①

①実施主体

就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

②定員

10人以上

③設備基準

- ・ 訓練・作業室
利用者1人当たり3㎡以上確保
- ・ 洗面所・便所
- ・ 多目的室その他運営に必要な設備

1. 就労選択支援事業について

(2) 指定基準②

④人員基準

・管理者

原則として、管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能）

・就労選択支援員

就労選択支援員を、常勤換算で「利用者数」を15で除した数以上、配置すること。

就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修（令和7年度開始予定）を修了していること（経過措置あり）。令和9年度末までは「基礎的研修」又は「基礎的研修と同等以上の研修」の修了者を「就労選択支援員」とみなす。基礎的研修と同等以上の研修とは、就業支援基礎研修、職場適応援助者養成研修、サービス管理責任者指導者養成研修、専門コース別研修（就労支援コース）が挙げられる。

1. 就労選択支援事業について

(2) 指定基準②

就労選択支援員養成研修について

就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修（※1）を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（※2）が通算5年以上あることとする。令和7年度の就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。

- ・（※1）基礎的研修とは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」
- ・（※2）障害者の就労支援分野の勤務実績とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

1. 就労選択支援事業について

(3) 指定までのスケジュール

令和7年（2025年）10月の指定開始に向けた事前協議及び書類提出期限

指定日	提出期限	事前協議期限
2025年10月1日（水）	2025年8月18日（月）	2025年8月1日（金）

指定を受けたい事業者においては、下記姫路市ホームページより指定申請における事前協議の流れを把握いただき、上記期限までに事前協議を終えてください。

協議に当たっては協議前に事前協議書の提出を求めています。詳細はホームページをご覧ください。

また、事前協議は協議を受け、課内や関係各課への共有を経て、協議結果を事業者にお伝えするのに概ね2週間程度要します。協議期限間際の協議のお申込みは希望日での指定ができない可能性が高いため、余裕を持って対応してください。

姫路市ホームページ【障害福祉サービス・障害児通所支援】事前協議を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000023257.html>

2. 総量規制について 就労継続支援 B 型サービス

障害福祉サービス等の適正な量を確保することで、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制（新規及び定員増を伴う事業所の指定をしないこと）を実施します。

対象サービス及び内容

就労継続支援 B 型における令和 7 年 4 月 2 日以降の指定及び定員変更（定員増に限る）

注意事項

①適用の期限は令和7年9月30日とします。ただし、令和7年度当初（令和7年4月1日）の定員数の合計が、令和7年度の計画見込量に比して3の(1)または(2)を超過する場合、令和7年10月1日から翌年9月30日まで総量規制を実施することとします（次年度以降も同様）。

②従業員、設備をそのままに法人替えを行う場合も指定不可。

（就労継続支援 A 型事業所を始めとする他サービスからの当該事業への変更も含む）

ただし、障害福祉サービス事業者等の吸収合併、吸収分割、新設合併、新設分割及び事業譲渡（以下「吸収合併等」という。）の場合は規制を行いません。詳細は次ページを参照。

2. 総量規制について 就労継続支援 B 型サービス

例外的な取扱い

- 1 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、旧4町（夢前町、香寺町、安富町、家島町域）に設置する場合は規制を行いません。
- 2 障害福祉サービス事業者等の吸収合併、吸収分割、新設合併、新設分割及び事業譲渡（以下「吸収合併等」という。）の場合は規制を行いません。

上記例外的な取扱いにおける注意事項

- ・例外的な取扱いを適用して事業所の指定を受けようとする事業者は、指定希望日の3か月前の15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、障害福祉課へ事前に連絡(予約)のうえ、別添の「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を提出してください。審査の結果、障害福祉課が承認すれば事前協議書を監査指導課にご提出いただけます。
- ・指定後にこれらの条件に該当しなくなった場合、当該サービスでの事業の継続ができなくなります。（旧姫路市内に事業所移転をする場合等）
- ・主たる事業所を旧4町に置き、従たる事業所を旧姫路市内に置く場合、従たる事業所の設置は認められません(従たる事業所の追加についても同様)。

総量規制については障害福祉課管理担当までお問い合わせください。（電話番号：079-221-2454）